

第Ⅵ章 計画の推進体制

1 サービスの質の向上

(1) 介護給付の適正化

介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の無駄を削減し、サービス利用者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるよう、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適正化」、「介護報酬請求の適正化」などの実施・充実に取り組みます。

(2) 適切なサービス提供体制の確保

介護保険制度を円滑に実施していくためには、介護保険サービスの提供体制を充実させるとともに、利用者の立場に立ったきめ細やかで効果的・総合的な介護サービス計画を作成し、利用者とサービス提供事業者を結ぶ中心的な役割を果たす居宅介護支援事業者の質の向上を図ることが必要です。

このため、地域包括支援センターが実施するケアマネジャー（介護支援専門員）研修会等を通して、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者への情報の提供を行うとともに、不必要な給付の防止、良質かつ効率的なサービス利用が行われるよう指導・助言体制を強化し、定期的な実施状況の点検などに努めます。

(3) 介護支援専門員の資質向上

居宅サービス等の質の向上を図るために、市内のサービス事業所に勤務するケアマネジャー（介護支援専門員）に対して情報の伝達・研修を実施します。

(4) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できるよう、市民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、市内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員・児童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

2 関係機関との連携

(1) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、地域包括支援センター運営協議会をはじめ、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実に努めていきます。

(2) 保健・医療・福祉の連携

計画目標の実現に向けて、宮崎県・近隣市町及び関係機関との連携により、保健・医療・福祉に関する施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めていきます。

(3) 庁内関係各課との連携

市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者の視点を盛り込んでいく必要があります。

市の関係部局が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを進めます。

さらに、計画の円滑な推進に向けて、各関係部局の連携を密にし、目標の実現に努めるものとします。

3 計画の進捗状況の把握・管理

本計画の進行状況を把握・管理するために、高齢者福祉、介護保険の各事業における毎年の実行状況を整理し、計画委員会において計画の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度取りまとめ、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

